

平成19年度実施方針

1. 件名

イノベーション実用化助成事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）
第15条第1項第3号

3. 背景及び目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、技術経営力を伴う産業技術力を強化し、社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組みを促進し、大学等の技術シーズの活用も図りながら、新市場の開拓を可能とする技術開発成果を実用化して社会に普及することが重要な課題である。

また、経済成長戦略大綱（平成18年7月）では、イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みの強化を行うこと、特に、大学、公的機関、産業界、政府が連携し、研究から市場へ、市場から研究へと双方向で鋭い軸が通るような仕組み（「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」）の構築を目指すことの重要性が示された。

このため本事業では、優れた先端技術シーズや大学等の技術シーズを実用化に効率的に結実させることを通じて、我が国技術水準の向上、イノベーションの促進を図るため、優れた技術の実用化開発に対し助成を行う。

平成19年度からは、これまで実施してきた産業技術実用化開発助成事業及び大学発事業創出実用化研究開発事業を大括り化し、イノベーション実用化助成事業として一体的に実施する。

また、事業者が技術を新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進する。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

民間企業による優れた技術の実用化開発に係る支援及び大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）と民間企業が連携し実施する優れた技術の実用化開発に係る支援を行う。

また新規採択審査に当たっては、企業に蓄積された知的資産の活用状況、申請事業の位置付けなどについて明確化を図る。

ア. 産業技術実用化

優れた技術の実用化開発を行う民間企業に対して、次の事業を実施する。

a) 産業技術実用化開発助成事業（産業技術枠）

科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し、助成金を交付する。

b) 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（研究開発型ベンチャー枠）

研究開発型ベンチャーが保有する技術シーズの実用化を一層促進するため、研究開発型ベンチャーを対象とした民間企業について、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し、助成金を交付する。

c) 次世代戦略技術実用化開発助成事業（次世代戦略技術枠）

民間企業独自の研究開発リソースが十分でない、よりリスクの高い中期の実用化開発を支援する。具体的には、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化開発を行う民間企業の研究開発終了後5年以内で実用化の可能性の高い優れた提案に対し、助成金を交付する。

イ. 大学発実用化

民間企業から資金等の提供を受けて大学等において技術開発を行う技術移転を扱う組織（以下、「TLO等」とする。）、又は、大学等の技術シーズを活用した実用化開発を行う民間企業に対して、次の事業を実施する。

i) 事前調査事業

研究開発事業の実施に先立ち、大学等の研究成果を基に研究開発計画を策定するための事前調査（技術シーズの確認、先行技術調査、市場ニーズの調査等）を支援する。なお、調査期間は3ヶ月以内とし、終了後は研究開発事業へ移行する事業とする。

ii) 研究開発事業

大学等における研究成果を活用して、実用化を目指す民間企業と大学等が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後3年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

4. 2 事業方針

<助成対象>

(1) 助成対象事業者

ア. 産業技術実用化

①日本に登記されている企業であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる

技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する事業者。
ただし、産業技術枠の実用化開発については、資本金300億円未満の事業者に限る。

②研究開発型ベンチャー枠については、上記①の条件に加え、申請時において設立10年以内である中小企業。

イ. 大学発実用化

TLO等又は民間企業を中心に大学の研究シーズを活用した産学連携型の研究開発体制を構築した者とする。

なお、TLO等、及び民間企業に係る要件は以下のとおりとする。

①TLO等の場合

事業者がTLO等の場合は、本国内に所在する者であって、研究開発等により得た成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者で、次のいずれかを満たす者。

- ・承認TLO
- ・認定TLO
- ・法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

②民間企業の場合

事業者が民間企業の場合は、日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、かつ大学等との連携体制を維持しながら研究開発を行う者

(2) 対象研究開発テーマ

科学技術基本計画の重点化指針等に示された次の8分野を対象として実施する。

- ①ライフサイエンス分野
- ②情報通信分野
- ③環境分野
- ④ナノテクノロジー・材料分野
- ⑤エネルギー分野
- ⑥製造技術分野(ものづくり分野)
- ⑦社会基盤分野
- ⑧フロンティア分野

(3) 審査項目

別紙1のとおり

<助成条件>

(1) 研究開発テーマの実施期間

ア. 産業技術実用化

2年以内。なお、次世代戦略技術枠については、延長による開発成果の向上に著しい効果が見込まれる等必要なものについてさらに1年を限度に延長する場合がある。

イ. 大学発実用化

- i) 事前調査事業：3ヶ月以内
- ii) 研究開発事業：3年以内

(2) 研究開発テーマの規模・助成率

ア. 産業技術実用化

①助成額

年間1億円程度まで

②助成率

- a) 産業技術枠 : 1/2以内
- b) 研究開発型ベンチャー枠 : 2/3以内
- c) 次世代戦略技術枠 : 2/3以内

ただし、いずれの枠においても大学等との共同研究費は定額助成とする。

イ. 大学発実用化

①助成額

- i) 事前調査事業：200万円まで
- ii) 研究開発事業：年間1億円程度まで（但し、新規提案時の下限は年間1千万円とする）

②助成率

2/3以内

(3) 採択予定件数

ア. 産業技術実用化

新規採択予定：採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

継続予定 : 64件（平成18年度まで実施の産業技術実用化助成事業より継続）

イ. 大学発実用化

新規採択予定：採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

継続予定：89件

(平成18年度まで実施の大学発事業創出実用化研究開発事業より継続)

(4) 本年度事業規模

8,675百万円(一般;5,404百万円、石特(省エネ);1,957百万円、石特(代エネ);612百万円、中対費補助金;702百万円)

(産業技術実用化と大学発実用化との予算総額)

事業規模については、変動があり得る。

4.3 これまでの事業実施状況実績推移

別紙2のとおり

※イノベーション実用化助成事業は平成19年度からの事業となるため実績額はなし。

参考までに、これまでの、産業技術実用化助成事業及び大学発事業創出実用化研究開発事業の実施状況をここに示す。

5. 事業の実施方式

5.1 実施体制

別紙3のとおり

5.2 公募

(1) 掲載する媒体

「独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(以下、「NEDO技術開発機構」とする。)ホームページ」で行う他、新聞等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDO技術開発機構ホームページで行う。

(3) 公募時期

平成19年4月頃に行う(交付決定:平成19年9月頃)

(4) 公募期間

約60日間とする。

(5) 公募説明会

全国各地の主要都市を含めた約12箇所で、また必要に応じてNEDO技術開発機構の他の提案公募事業、又は経済産業局と合同で開催する。

5.3 採択方法

(1) 審査方法

外部有識者による事前書面審査・提案審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

なお、採択に当たっては対象とする技術の性格からより戦略的かつ高度な審査を必要とするため、特にNEDO技術開発機構内関係部との緊密な連携の下、採択案件の選定を行う。

事前書面審査の実施者は公募時に公表し、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募〆切から採択決定までの審査等の期間

70日間とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO技術開発機構から申請者に通知する。

なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

5.4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・基準

別紙4のとおり

(2) 評価実施時期

①延長評価（産業技術実用化に限る）

延長評価については、平成20年2月頃に実施する予定。

(参考) 旧制度で採択したテーマの評価

対象案件：平成18年度次世代戦略技術枠採択事業

②事後評価

事後評価については、適切な時期に実施する予定。

対象案件：平成18年度及び平成19年度終了案件の事業

③中間評価

中間評価については、平成20年以降適宜実施する予定。

対象案件：平成19年度採択事業

6. その他重要事項

6. 1 複数年度交付決定の実施

交付申請者の申請に応じて複数年度交付決定を行う。

6. 2 継続事業に係る取扱いについて

中間評価の結果を踏まえ、交付申請者の申請に応じ、平成20年度の交付決定を行う。

6. 3 制度改善

①「産業技術実用化開発補助事業」、「大学発事業創出実用化開発事業」を「イノベーション実用化助成事業」に大括化し柔軟な運用を図る。

②新規採択審査にあたっては、企業に蓄積された知的資産の活用状況、申請事業の位置付けなどについて明確化を図る。

7. スケジュール

7. 1 本年度事業のスケジュール

平成19年4月頃	公募開始
4月中旬	公募説明会開催
6月頃	公募締切（公募期間2ヶ月間）
6月頃～8月頃	審査
8月頃	契約・助成審査委員会（採択テーマの決定）

7. 2 来年度事業の公募について

平成19年度中に、平成20年度第1回目の公募を開始し、審査、採択予定テーマを選定する。

(別紙1) 審査項目について

ア. 産業技術実用化

① 助成事業者

項目	審査基準
助成事業者	<ul style="list-style-type: none">・助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力及び技術を新たな価値創造に結びつける経営意識を有すること。・自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。・経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

②-1 技術評価（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

項目	審査基準
新規性	新規性のある技術であって、目標設定のレベルが相当程度高いこと。
基となる研究開発の有無	提案の実用化開発の基となる研究開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。
保有特許等による優位性	開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。
技術課題を達成する可能性	研究開発課題と解決手段が明確であり、予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

②-2 技術評価（次世代戦略技術枠の場合）

項目	審査基準
新規性	新規性のある技術であって、当該開発技術が複数の新たな分野に波及することが期待され、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術の形成を図るものであること。
基となる技術原理の確立	提案の実用化開発技術の基となる原理が確立されていること。
保有特許等による優位性	開発技術に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。
技術課題を達成する可能性	研究開発課題と解決手段が明確であり、予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

③-1 実用化評価（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

項目	審査基準
新規市場創出効果	当該技術の実用化による新規市場創出効果が大きいものであること。
市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していると共に、ユーザー評価（サンプル出荷等）計画の実現性が高いこと。
開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位であること。
開発体制	単なる研究開発体制ではなく、早期実用化を目指した開発体制であること。
製造・販売能力	製品の製造・販売手段が確保（自社内外を問わない）できること。
実用化計画の信頼性	助成事業終了後 3 年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。

③-2 実用化評価（次世代戦略技術枠の場合）

項目	審査基準
新規市場創出効果	当該研究成果が広汎な製品・サービスに利用される可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
開発製品・サービスの優位性	市場ニーズとその将来予測等を踏まえて、将来的に開発する製品・サービスに優位性が高いと考えられるとともに、優位性を持つ製品・サービスのイメージを具体化するための F / S を実施する計画が明確であること。
開発体制	提案の実用化開発を実施するために十分な研究開発体制を有すること。
実用化計画の信頼性	事業期間終了後 5 年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること、あるいは、事業期間内に、事業期間終了後 5 年以内の実用化計画に関する F / S を実施することが明確であること。

イ. 大学発実用化

①事前調査事業・研究開発事業共通項目

項目	審査基準
助成事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる事前調査もしくは研究開発事業全体およびその成果の管理を的確に遂行するために必要なマネジメント体制及び能力を有すること。 ・当該事前調査または研究開発に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・処理能力を有すること。 ・事前調査事業においては、かつ、産学連携体制を組む実用化事業者は、中小企業基本法に基づく中小企業であること。
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費のうち、事業者自らが準備する部分について十分な計画がされていること。

②事前調査事業

項目	審査基準
事前調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等の技術シーズに基づく事前調査であること。 ・事前調査を行おうとする技術に新規性・優位性があること。 ・的確に遂行するために必要な調査体制が確保されていること。 ・当該調査終了後、1年以内に当該事業の研究開発事業へ提案できる内容であること。

③研究開発事業

a) 研究開発体制に関する事項

項目	審査基準
----	------

研究開発体制	<ul style="list-style-type: none"> ・的確に遂行する必要な研究体制が確保されていること。 ・基礎的研究、調査等の実績があること。 ・研究実施大学及び実用化事業者と十分な連携がとれること。 ・TLO等、又は次のいずれかを行う民間企業であること。 <ul style="list-style-type: none"> a) 民間事業者が複数の大学等(同一大学であって異分野の複数学部の場合を含む。)と共同して大学のシーズを活用して実施する事業。 b) 大学又は大学に所属する研究者が公的研究資金の助成を受けて実施した事業の成果又は成果の一部を民間事業者が実用化するために当該大学と共同して実施する事業。
--------	---

b) 技術評価に関する事項

項目	審査基準
基となる研究成果の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・基となる研究成果が確実なものとなっていること。 ・当該研究開発の主要部分は、大学等における研究成果が活用されるものであること。
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性のある技術であって、目標設定レベルが相当程度高いこと。
保有特許・ノウハウ等による優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発に活用する大学等の研究成果及び実用化事業者等が関連する特許・ノウハウ等を有し、実用化において優位性があること。
研究開発における目標値、技術課題、解決手段の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
技術課題を解決する可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

c) 実用化評価に関する事項

項目	審査基準
新規市場創出効果	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の実用化による新規市場創出効果が大きいこと。

市場ニーズの把握	・成果の実用化に対する市場ニーズが具体的かつ明確であること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位であること。
実用化に向けた位置づけ及び開発体制	・早期実用化を目指した開発・実用化体制であること。
製造・販売能力	・製品の生産手段・販売ルートを確保できること（自社内外を問わない）。
実用化計画の信頼性	・事業期間終了後3年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。

d) 産学連携活動への取り組み状況に関する事項

項目	審査基準
産学連携活動への取り組み	・新事業促進に積極的に取り組む大学等と連携を組んでいること。

e) 若手研究者の配置状況に関する事項

項目	審査基準
若手研究者の配置状況	・研究開発体制に代表者を含め、若手研究者が配置されていること。

(別紙2)これまでの事業実施状況について

ア. 産業技術実用化

(1) 実績額推移

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般会計	(本省直轄)	1,627	2,518	2,766
石特(省エネ)	2,276	1,962	1,287	1,369
石特(代エネ)	717	787	273	255
電特	490	155	—	—
合計	3,483	4,376	4,078	4,390

(2) 応募件数及び採択件数の推移

助成事業形態	平成16年第1回		平成16年第2回		平成17年第1回		平成17年第2回	
	申請事業者数	採択事業者数	申請事業者数	採択事業者数	申請事業者数	採択事業者数	申請事業者数	採択事業者数
産業技術実用化	87件	17件	90件	19件	54件	9件	61件	18件
ベンチャー(単独型)	49件	10件	67件	10件	45件	7件	54件	9件
ベンチャー(コンソ)	12件	1件	3件	1件	4件	1件	4件	1件
次世代戦略型	—	—	—	—	39件	12件	51件	21件
合計	148件	28件	160件	30件	142件	28件	170件	48件
助成事業形態	平成18年第1回		平成18年第2回					
	申請事業者数	採択事業者数	申請事業者数	採択事業者数				
産業技術実用化	30件	11件	32件	12件				
ベンチャー(単独型)	21件	9件	37件	11件				
ベンチャー(コンソ)	—	—	—	—				
次世代戦略型	43件	12件	33件	10件				
合計	105件	32件	102件	33件				

(3) 継続予定

採択年度	平成17年度 採択延長分	平成18年 第1回	平成18年 第2回	合計
継続件数	2	29	33	64

イ. 大学発実用化

(1) 実績額推移

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計	1,643	1,631	2,024	2,148

中 対 費	325	563	583	590
石特(省エネ)	264	279	526	645
合 計	2,132	2,473	3,037	3,383

(2) 応募件数及び採択件数の推移

分 野	平成 15 年度		平成 16 年度 第 1 回		平成 16 年度 第 2 回	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択
事前調査事業	22(13)	13	34(23)	17	34(17)	19
研究開発事業	39	13	73	17	61	12
合 計	48	26	84	34	78	31

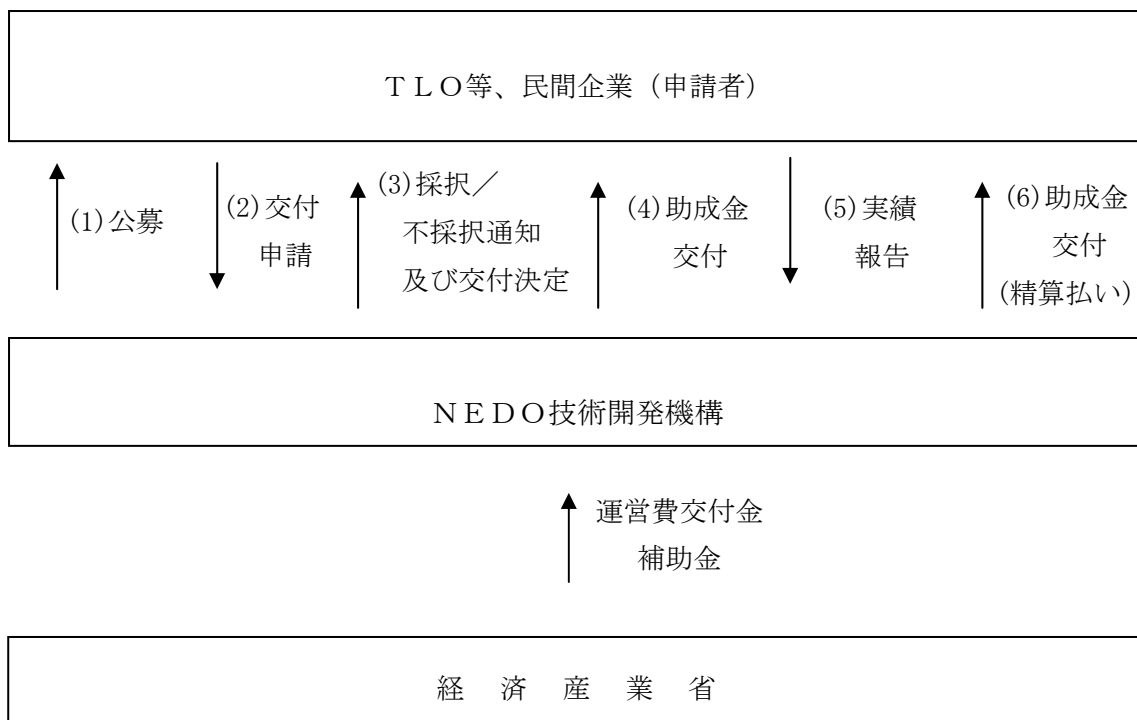
分 野	平成 17 年度 第 1 回		平成 17 年度 第 2 回		平成 18 年度 第 1 回		平成 18 年度 第 2 回	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択	応募	採択
事前調査事業	29(19)	17	27(16)	15	15(10)	7	15(7)	11
研究開発事業	86	25	87	45	61	19	48	21
合 計	96	42	98	60	66	26	56	32

() 内数字は事前調査事業と研究開発事業との併願 (内数)

(3) 継続予定

事業年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合 計
継続件数	13	39	37	89

(別紙3) 実施体制について



(別紙4) 研究開発テーマに関する評価項目・基準について

ア. 産業技術実用化

① 中間評価

評価項目	評価基準
助成事業の進捗状況（日程）	A. 予定よりも速い進捗である。 B. 予定通りである。 C. 予定よりも遅く、見直しが必要である。
開発内容に対する成果	A. 予定した開発に対し、十分に成果がある B. 予定した開発に対し、成果が認められる C. 成果が出ているとは言い難い
開発における問題点の把握と対策	A. 目標達成に向け次年度の計画は明確である B. 目標達成に向け次年度の計画が一部不明確である C. 目標達成に向け次年度の計画が不明確である
開発体制について	A. 開発体制は適切である C. 開発体制が不適切である
企業化（実用化）における製品イメージ	A. 企業化及び／又は製品イメージに問題はない B. 企業化及び／又は製品イメージにやや問題がある C. 企業化及び／又は製品イメージに大きな問題がある
市場規模 売上予測	A. 想定している市場規模・売上予測は妥当である B. 想定している市場規模・売上予測は一部妥当性に欠ける C. 想定している市場規模・売上予測は妥当ではない
開発計画	A. 次年度の計画は見直しの必要はない C. 次年度の計画は見直しが必要である

②延長評価

②-1 技術評価（次世代戦略技術枠延長の場合）

項目	評価基準
現在の社会的状況から判断したこの事業の位置付け	A. 開発成果は必要である B. 今後必要となる可能性がある C. 当面は必要性が低い
採択時と現時点での重要性の変化	A. 一層重要度が増加した B. 採択時と変化なし C. 社会的に重要度は低下した
事業内容を NEDO 技術開発機構がサポートする必要性	A. NEDO 技術開発機構でリスクをサポートすべき B. 開発リスクのサポートは疑問 C. 事業者で行うべき
これまで 2 年間の開発計画及び達成状況	A. 適切な計画で達成状況も妥当 B. 計画あるいは達成状況に不適切な点がある C. 計画は不十分であり、達成状況は不十分
今後の開発計画の妥当性	A. 妥当であり、結果も見込める B. おおむね妥当であるが、結果は見込めない C. 妥当性が判断できない

②-2 実用化評価（次世代戦略技術枠延長の場合）

項目	評価基準
想定されている市場の正確性	A. 妥当である B. おおむね妥当である C. 不十分である
延長による事業化計画の妥当性について	A. 妥当である B. おおむね妥当である C. 不十分である

③事後評価

項目	評価基準
①現在の社会的状況から判断してこの事業の位置付け	A. 開発成果は必要である B. 今後必要となる C. 当面は必要性が低い
②採択時と現時点での重要性の変化	A. 一層の重要度が増した B. 採択時と変化は無い

	C 重要性は低下した
③事業内容を NEDO がサポートする必要性	A NEDO 技術開発機構でリスクをサポートすべき B 開発リスクのサポートは疑問 C 民間で行うべき
④終了する 2 年間の開発計画及びその達成状況について	A 妥当であり、結果も見込める B おおむね妥当であるが、結果は見込めない C 妥当性が判断できない
⑤延長計画	A 妥当であり、結果も見込める B おおむね妥当であるが、結果は見込めない C 妥当性が判断できない
⑥想定されている市場の正確性	A 妥当である C 不十分である

イ. 大学発実用化

①中間評価

評価項目	評価基準
中間目標に対する進捗状況	A 予定より早い進捗である。 B 予定通り。 C 予定よりも遅く、見直しを要する。
研究開発における課題の把握と対策	A 課題は明確化され、対策も検討または実施されている。 B 課題は明確化されており、対策は検討されているが未実施。 C 課題が明確にされていない。
研究開発計画の妥当性	A 今期中に目標達成は十分可能な妥当なスケジュール。 B 目標は妥当だがスケジュールに若干無理がある。 C スケジュールの見直しが必要
実用化または製品のイメージ	A 事業化／製品イメージは、適正で明確である。 C 事業化／製品イメージは検討を要する。
類似技術または製品に対する優位性	A 新規性が高く、競合する技術、製品は存在しない。

	<p>B 競合する技術、製品に対して市場での差異化点がある。</p> <p>C 市場での優位性は無いに等しい</p>
市場動向の把握	<p>A 想定している市場規模、売上予測は妥当である。</p> <p>B 想定している市場規模、売上予測は一部妥当性を欠く。</p> <p>C 想定している市場規模、売上予測は妥当ではない。</p>
産学連携による実用化研究の効率性	<p>A 産学が連携し、効率的な実用化研究が進捗している。</p> <p>B 産学連携は認められるが、効率的な研究への反映は不十分。</p> <p>C 産学連携が不十分で効率的な実用化研究ができていない。</p>
研究成果としての特許について	<p>A 本年度中に特許出願がなされる。</p> <p>B 助成期間中（来年度中）に特許出願の計画がある。</p> <p>C 助成期間中（来年度中）に特許出願の見込みがない。</p>
実用化体制、実用化計画の妥当性	<p>A 終了後2年以内の事業化の可能性が高い体制、計画である。</p> <p>B 無難な体制、計画だが、終了後2年以内の実用化には問題有り</p> <p>C 具体的でなく、実現性がない。</p>

②事後評価

評価項目	評価基準
技術開発の達成度	<p>A 2年以内に実用化できるような技術水準に達している。</p> <p>B 概ね5年以内に実用化できるような技術水準に達している。</p> <p>C 将来の実用化に結びつくような技術水準には達していない。</p>
技術課題とその対策	<p>A 技術課題、対策とも明確になっている</p>

	<p>る。</p> <p>B 技術課題は明確になっている。</p> <p>C 技術課題は明確になっていない。</p>
対象市場の妥当性と把握	<p>A 市場は明確で、マーケティングも行われている。</p> <p>B 市場は明確になっている。</p> <p>C 市場は明確になっていない。</p>
実用化のスケジュール	<p>A スケジュールは明確で、実現性も高い。</p> <p>B スケジュールは明確になっている。</p> <p>C スケジュールは明確になっていない。</p>
実用化に必要な課題	<p>A その他の課題、対策とも明確になっている。</p> <p>B その他の課題は明確になっている。</p> <p>C その他の課題は明確になっていない。</p>